

# 大河原町介護保険事業者における事故報告ガイドライン

## 介護保険サービス提供中の事故に係る保険者等への報告について

介護保険サービスの提供中に事故が発生した場合は、第一に当該利用者の家族、担当する居宅介護（予防）支援事業所等に連絡を行う必要があります。第二に事故の状況及び事故に際してどのような処置を取ったかを「介護保険事業者事故等報告書」として保険者へ提出し報告することが必要です。

介護保険事業者には、事故の再発防止と迅速・適切かつ誠実な対応が求められています。

### 1 報告の範囲

報告が必要となる事故の範囲は以下のとおりです。

事業者側の責任や過失の有無を問わず、利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も報告が必要となります。

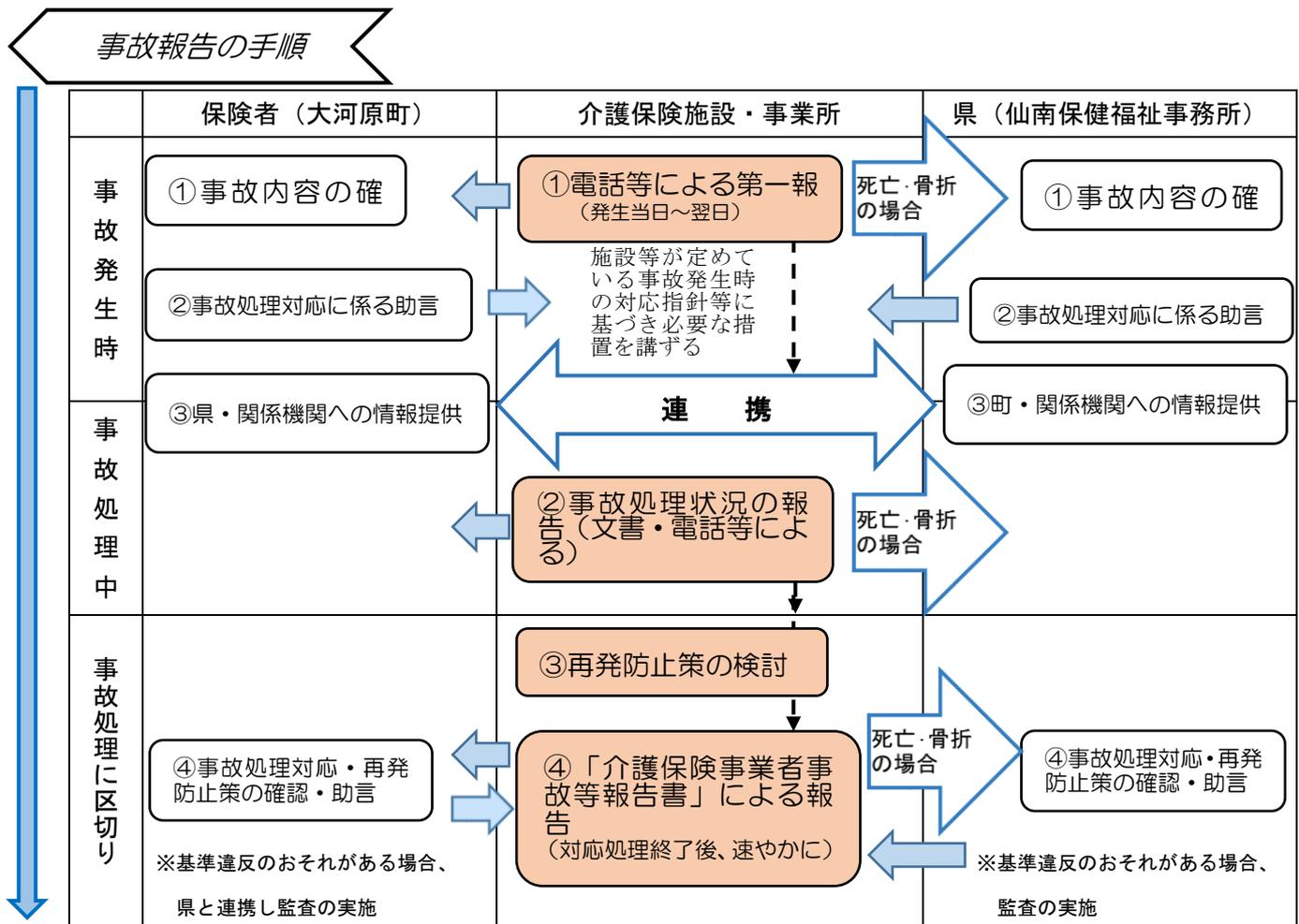
項目	対象事例
①介護サービス提供時による利用者のけがや死亡事故  ※送迎・通院等の間に起きた事故も含みます。 ※骨折の場合、仙南保健福祉事務所へも届出が必要。	<ul style="list-style-type: none"><li>・転倒、転落に伴う骨折や出血、外傷、火傷、異食、誤嚥、誤薬などのうち、医療機関で治療を受けた場合（施設内での治療を含む）</li><li>・ケガにより利用者又はその家族とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合</li><li>・利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合</li></ul>
②食中毒及び感染症等の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故（インフルエンザ・結核・ノロウイルスなど）</li></ul>
③職員（従業員）の法令違反・不祥事等	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者のサービス提供に影響する恐れがあるもの（預り金の紛失・横領、個人情報の紛失等）</li></ul>
④その他、報告が必要と認められる事故	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の保有する財産を滅失させた等</li></ul>

※利用者の徘徊・行方不明等の事故が発生した際にも、福祉課、地域包括支援センターへご一報ください。

## 2 報告の手順

事故が発生した場合の報告手順は以下のとおりです。

- ①事業者は、事故発生後速やかに保険者（大河原町）まで電話等で報告する。（第一報）  
FAXの場合利用者の個人情報(氏名・被保険者番号)に注意。黒塗り対処。
- ②必要に応じ、事故処理の経過を保険者（大河原町）へ適宜報告する。
- ③事故処理の区切りがついたところで、事故報告書により報告する。



事故報告は、事故が起こってしまったことに対する指導ではなく、今後二度と同様の事故が発生しないために作成を指導しているものです。

基本的には事故の発生自体は指導の対象外ですが、事故報告がなかった場合、指導の対象となってしまいます。

事故報告書を提出しないことで、事業所にとって不利益になるだけでなく、利用者の方にとっても不利益が生じてしまいますので、速やかな報告をお願いいたします。

※事故の原因が関係法令違反等であった場合は、この限りではありません。

※虐待事例や預り金の横領等もこの限りではありません。

### 3 報告書の様式

報告の様式は、別添「事故報告書」（町HP参照）とします。

### 3 報告先

大河原町への報告先は下記のとおりとします。報告の際は、利用者の個人情報が含まれるため、取り扱いには十分注意するよう願います。

報告先 〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19  
大河原町福祉課介護保険係  
TEL : 0224-53-2115